

令和4年9月28日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料
(その3)

環 境 農 政 局

目 次

I 死亡野鳥（ハヤブサ）における高病原性鳥インフルエンザの疑い について	1
---	---

I 死亡野鳥（ハヤブサ）における高病原性鳥インフルエンザの疑いについて

令和4年9月26日に伊勢原市内で回収された野鳥（ハヤブサ）から鳥インフルエンザの陽性反応が認められた。野鳥に係る、県内で初めて確認された疑い事例であることから、その概要について報告する。

1 発生の概要

(1) 経緯（疑い事例の発生）

9月26日、伊勢原市内で回収された野鳥（ハヤブサ1羽）について、県において簡易検査を行ったところ、鳥インフルエンザの陽性反応が認められた。

同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定した。該当市町村は、平塚市の一部、藤沢市の一部、茅ヶ崎市の一部、秦野市の一部、厚木市の一部、伊勢原市、海老名市の一部、綾瀬市の一部、寒川町、大磯町の一部、二宮町の一部、中井町の一部、清川村の一部。

県は、疑い事例の発生、重点区域の指定を受け、対処方針を決定した。

(2) 今後の確定検査

病原性を確認するため、国立環境研究所において高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施する。

2 対処方針

(1) 野鳥の監視強化

重点区域を設定して野鳥の異常を監視するとともに、全県で死亡野鳥調査を強化する。

(2) 感染拡大の防止

県内の家きん飼養農場（家きんを100羽以上飼養する農場）に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底を指導する。

確定検査の結果、陽性と判明した場合、半径3km以内の家きん飼養農場への立入検査を実施し、異常家きんの発生の有無を確認するとともに、異常発見した際には家畜保健衛生所への早期通報を指導する。

(3) 鶏卵・鶏肉の安全対策・風評被害の防止

食鳥処理場における衛生管理や鶏受入時のチェック体制及び異常時の通報体制の強化を徹底するほか、県民の不安解消のため、情報を提供する。

(4) 相談窓口の設置

野鳥不審死に関する県民の相談に応えるため、相談窓口を設置する。

(5) 知事メッセージの発出

県の高病原性鳥インフルエンザ対策の県民への周知や風評被害防止などの県民への理解と協力を求める。

3 今後の県の対応

- 環境省や近隣都県、市町村等と情報を共有し、引き続き重点区域の野鳥の異常の監視及び県内全域の死亡野鳥等調査の強化を継続する。
- 県ホームページ等を活用し、鳥インフルエンザに関する情報提供及び注意喚起を行う。
- 県内の養鶏農家等で鳥インフルエンザの疑いがある事例が発生した場合は、本県における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図る「神奈川県危機管理対処方針」に基づいて、直ちに防疫対策を始める体制をとる。